

諮問番号：諮問第3号

答申番号：答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人 Aが令和5年4月24日付けで提起した、処分庁練馬区光が丘総合福祉事務所長による同年1月24日付け督促処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（5練総法第155号。事件名「督促処分取消請求事件」）について、却下されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

令和4年11月11日、処分庁は、請求人に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項に基づき、同年10月21日付けで生活保護の停止（以下「原処分」という。）をするとともに、生活保護の停止に伴い発生した同月分の保護費の過払い分（以下「本件過誤払金」という。）の返還を求めた（以下「本件過誤払金返還請求権」という。）。もっとも、請求人から本件過誤払金の返還がなされなかったため、令和5年1月24日、処分庁は本件処分を行い、同月30日、請求人はその事実を知った。

令和5年4月26日、請求人は、審査庁に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、令和5年4月24日付け審査請求書、同年7月19日付け「光が丘総合福祉事務所よりの弁明書について」と題する書面、同年8月31日付け「練馬区審理員 B様」と題する書面および同年10月12日付け「練馬区 審理員 B様」と題する書面記載のとおりである。

すなわち、請求人が年金調査に関する委任状を提出していないにもかかわらず、練馬区光が丘総合福祉事務所において違法不当に年金調査が行われており、また、委任状を提出させるために脅迫的な文言が述べられ、原処分はそのような違法不当な調査の上で行われたものであるから、本件処分も違法であるというものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、令和5年6月8日付け弁明書（以下「弁明書」という。）、同年8月21日付け弁明書(2)および同年11月6日付け弁明書(3)記載のとおりである。

すなわち、本件処分は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第2項の「処分」には当たらないので本件審査請求は却下されるべきである、仮に本件処分が「処分」に当たるものだとしても、原処分に係る調査が適正かつ正当に行われている以上、本件処分は適法であるというものである。

第4 審理員意見書の要旨

本件処分は、既に発生した生活保護費の返還請求権の催告行為であり、債務者たる請求人との法律関係に変動を生じさせるものではない。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条に基づく督促は、同政令第171条の2各号に定める措置の前提となるものではある。もっとも、かかる措置はいずれも債権者たる自治体による請求を経て初めて債務者たる請求人を、強制執行等を受ける地位に立たせるものに過ぎず、直ちに、債務者たる請求人との法律関係に変動を生じさせるものであるとは認められない。したがって、本件処分には処分性が認められない。

また、仮に本件処分の処分性を認めるとしても、原処分に係る事情を本件処分の取消事由として主張することができず、請求人から本件処分固有の取消事由の主張がなされていない以上、原処分に係る調査が違法不当なものであったかの判断を行うまでもなく、本件審査請求には理由がない。

なお、請求人は、同意書無しで情報提供ネットワークシステムから個人情報を得ることは個人情報保護法違反に当たる、原処分に係る調査が請求人に対するハラスメントに当たる旨の主張も行うが、いずれも原処分に係る事情である以上、本件処分の取消事由として主張することはできない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は却下されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分には処分性が認められず、本件審査請求は不適法である。

第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和6年1月31日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和6年2月29日 審議

3 令和6年3月19日 審議

4 令和6年3月27日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

(1) 本件に係る関係法令等の定めは別紙のとおりである。

(2) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点をつぎのとおり整理する。

ア 本件処分が行政不服審査法第1条第2項の「処分」に当たるか否か（処分性の有無）。

イ 請求人が、本件処分が違法であると主張するにあたって、本件処分固有の取消事由を主張するのではなく、本件処分の前提となる原処分に係る調査が違法不当であることを理由に本件処分の取消しを求めていることから、仮に原処分に係る調査が違法不当であった場合に本件処分の効力に影響を与えるか、先行行為である原処分に係る事情を後行行為である本件処分の取消事由として主張することができるか否か（違法性の承継の可否）。

ウ 仮に違法性の承継が認められるとして、原処分に係る調査が違法不当なものであったか否か（取消事由の有無）。

(3) 争点アに対する判断

本件処分は、本件過誤払金の返納を求めるものである。地方自治法（昭和22年法律第67号）上、過誤払金の返納による収入は、過年度分については地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第160条により「歳入」となり、それに関する督促は同法第231条の3第1項の督促に該当する。一方、現年度分については、施行令第160条の適用を受けず、施行令第159条により「戻入」として処理するため、それに関する督促は同法第231条の3第1項の督促ではなく、同法第240条第2項および施行令第171条の督促に該当する。本件処分は、令和5年1月24日に行っており、処分庁が請求人に既に支払った令和4年10月分の生活保護費の一部について給付の法律上の原因を欠くことになったことで生じた本件過誤払金に対するものであることから、その収入は現年度分の戻入となり、それに関する本件処分は同法第240条第2項および施行令第171条の督促に該当する。

個別法である地方自治法第240条第2項および施行令第171条には、同法第231条の3とは異なり、審査請求に関する規定がない。

そこで、施行令第171条に定める「督促」が一般法である行政不服審査法第1条第2項の「処分」に該当するかが問題となる。

行政不服審査法第1条第2項の「処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められているものと解される（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁等）。

本件過誤払金返還請求権は、令和4年10月21日付け原処分に伴い、処分庁が請求人に既に支払った令和4年10月分の生活保護費の一部について給付の法律上の原因を欠くことになったことから生じたものである。つまり、本件過誤払金は、民法（明治29年法律第89号）上における請求人の不当利得に当たる。このことから、請求人は、「法律上の原因なく他人（区）の財産（生活保護費）によって利益を受け、そのために他人（区）に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」と規定する同法第703条に基づき、区に対し本件過誤払金の返還義務を負うことになる。

上記のとおり、本件処分は、民法という私法関係を定める法律によって生じた本件過誤払金の支払を求める催告行為であって、地方自治法第236条に規定する時効中断の効果ならびに民法第415条および第419条の規定による遅延損害金を発生させるものではあるが、これらは既に地方自治法および民法に規定されている効果を生じさせるにすぎず、本件処分により新たに請求人の権利が制限され、または義務が過重されることはない。すなわち、本件処分により、債権者たる請求人と処分庁との間で直接権利義務を形成し、またはその範囲を確定するものではない。

したがって、本件処分は行政不服審査法第1条第2項の「処分」には該当しない。

(4) 争点イおよび争点ウに対する判断

(3)のとおり、本件処分に処分性が認められない以上、処分性の存在を前提とする争点イおよび争点ウに対する判断を要しない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は却下されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 柴間 敬